

●香川県告示第341号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30条）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の事業所の名称等の変更について次のとおり届出があった。

平成22年8月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

変更年月日	事業所（施設）の名称及び住所		事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
	変更前	変更後		
平成22年6月11日	ニチイケアセンター 観音寺 観音寺市観音寺町甲 1017番地11	ニチイケアセンター 観音寺 観音寺市植田町155 番地1	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台 2丁目9番地	訪問介護 介護予防訪問介護